

## 【インドネシア観光目的査証免除開始について】

インドネシア共和国に入国する日本人に対し、入国時の観光目的ビザ取得義務免除が決定され主要5国際空港で実施されます。

観光目的ビザ取得義務免除

開始日 : 2015年6月12日(金)

適用国 : 日本を始め中国、韓国、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツなど30ヶ国

滞在可能日数 : 30日

対象空港 : ジャカルタ スカルノハッタ(CGK)国際空港

: デンパサール ングラライ(DPS) 国際空港

: スラバヤ ジュアンダ (SUB) 国際空港

: メダン クアラナム(KNO)国際空港

: バタム島 ハン・ナディム(BTH)国際空港

上記5国際空港並びにバタム港などから入国の方のみ対象になります。それ以外の空港などから入国される場合はビザ取得免除の対象となりません。

到着ビザ (VOA) 制度は、これまで通り存続されます。31日以上滞在予定の観光の方や就労を伴わないビジネス目的等の入国の場合は到着ビザ (VOA)制度をご利用下さい。

観光目的ビザは免除になっても、旅券 (パスポート) への出入国時の押印は引き続き必要ですので、出入国時は必ず係官による押印をご自身でご確認下さい。

税関申告書も引き続き記入・提出が必要です。

\*在デンパサール日本国総領事館 : [http://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/index\\_jp.html](http://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/index_jp.html)